東浦町国民健康保険出産育児一時金受取代理制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、東浦町国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）の経済的負担の軽減を図るため、東浦町国民健康保険条例（昭和 36 年東浦町条例第 5 号）第 6 条に規定する出産育児一時金（以下「出産育児一時金」という。）の受取代理制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「受取代理制度」とは、出産育児一時金を被保険者の出産に要した費用に充てるため、当該被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）が、国内の病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）を受取代理人として出産育児一時金の支給を町長に事前に申請し、医療機関等が被保険者に対して請求する出産費用の額（当該請求額が出産育児一時金として支給される額を上回るときは出産育児一時金として支給される額）を限度として、医療機関等が世帯主に代わって出産育児一時金を受け取る制度をいう。

（対象者）

第３条　受取代理制度を利用することができる者は、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれ、かつ、出産予定日まで２か月以内の被保険者（以下「出産予定者」という。）の属する世帯の世帯主とする。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合はこの限りでない。

（申請手続）

第４条　受取代理制度を利用しようとする世帯主（以下「申請者」という。）は、出産育児一時金受取代理制度利用申請書（様式第１。以下「利用申請書」という。）に必要事項（受取代理人となる医療機関等による記名及び押印並びにその他の必要事項の記載を含む。）を記載の上、町長に提出しなければならない。

２　町長は利用申請書が提出されたときは、速やかに審査し、受取代理制度の利用を決定するとともに、受取代理人となる医療機関等に対し、受取代理制度利用申請受付通知書（様式第２。以下「受付通知書」という。）を通知するものとする。

３　受付通知書を受けた医療機関等は、被保険者が出産後、出産費用請求書（様式第３。以下「請求書」という。）に出産の事実を証明する書類の写し及び医療機関等の出産費用の請求書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

（支払い）

第５条　町長は、前条の請求書が提出されたときは、速やかに当該受取代理制度取扱医療機関に対し出産育児一時金を支払うものとする。ただし、出産費用の額が出産育児一時金の額に満たないときは、当該出産費用の額を受取代理額とし、差額は申請者に支払うものとする。

（受取代理制度の取下げ）

第６条　申請者は受取代理制度の取下げをしようとするときは、出産育児一時金受取代理制度利用申請取下書（様式第４）を町長に提出しなければならない。

（受取代理制度取扱医療機関の変更）

第７条　申請者は、受取代理制度取扱医療機関を変更しようとするときは、出産育児一時金受取代理人変更届（様式第５）を町長に提出しなければならない。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 31 年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。